

みなし決議に関する評議員会(公益財団法人岩手県文化振興事業団第15回評議員会)
議事録

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 評議員選任の件
 - ① 作山充氏を公益財団法人岩手県文化振興事業団の評議員とすること。
 - ② 作山充氏の任期は令和5年の定時評議員会の日までとすること。
 - (2) 提案理由
西舘政美評議員の辞任に伴い、後任として選任するため。
 - (3) 上記提案を可決する旨の評議員会の決議があった日とみなされる日は、令和元年8月20日とすること。

- 2 1の事項を提案した者の氏名
理事長 高橋 嘉行

- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和元年8月20日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

令和元年8月20日

公益財団法人岩手県文化振興事業団
議事録作成者 理事長 高橋 嘉行 ㊟